

令和 8 年度

第 3 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 8 年 6 月 5 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 15 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 非農地証明申請について

議案第 6 号 比婆山鳥獣保護区の更新にかかる意見聴取について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫	○		13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆		○
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則		○	16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之	○		17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行	○		18	道下 和子	○	
7	須應 敏明	○		19	井上 伸啓	○	
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 譲	○		23	小田 徳生	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	中村 雅文		○
係 長	森戸 活美	○		主 任	石田 泰清		○
主任主事	光保 克敏	○		(高野出張所)			
主任主事	木村 泰三	○		出張所長	平岡 靖之		○
(西城出張所)				主 任	島田 竜矢		○
出張所長	日野原 祥二		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	今西 隆行		○
				参 事	掛札 靖彦	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 恵美		○	出張所長	六原 善博		○
主 事	村木 莉加	○		主任主事	福田 哲彦	○	

事務局係長	ただ今より、令和８年度第３回庄原市農業委員会総会を開催いたします。（午後１時３０分） 本日は黒木局長が用務のため欠席となっておりますので、係長の森戸が進行させていただきます。 本日は４番増谷委員、１４番田邊委員、１７番渡邊委員、２１番天根委員から欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。 それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第６条の規定により、議長を務めていただきます。
議長	（挨拶）
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は２０名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 １２番竹森委員さん、１３番佐々木委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号２０から２５の６件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 （本庁）	資料にて、権利を設定または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明（以下 略）
議長	以上で説明が終わりました。 皆様よりご質疑・ご意見はございますか。
１１番前田委員	受付番号２３について、内容は売買による所有権移転になっておりますが、移転理由で贈与と記載があります。これについてはどちらが正しいのでしょうか。
事務局員 （本庁）	内容については、売買が正しいです。移転理由については申請書に記載された原文をそのまま記載していたため、誤解が生じるものとなってしまいました。申し訳ございません。

7 番須應委員	受付番号 20 について、賃借権設定となっております。賃借権設定は中間管理機構を通じた契約をするというのが通常だと思いますが、そうでないのは、なぜでしょうか。
事務局員 (本庁)	賃借権設定は農地法第 3 条と中間管理機構を通じた契約のどちらでもできますが、申請人が農地法第 3 条による賃借権設定を希望されたため、今回の形になりました。
8 番寺西委員	受付番号 22 について、譲受人は庄原市外の方ですが、移住の時期は聞き取りはしていますでしょうか。
事務局員 (本庁)	受付番号 22 の譲受人の移住時期については、7 月中を予定していると聞いています。住居は申請地に隣接している住宅を購入するとのことでした。
議長	ありがとうございました。ほかにはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 20 から 25 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 20 から 25 の 6 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 議案第 2 号 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。

事務局員 (本庁)	原案の内容は中間管理機構を通じて農地の利用権を設定するものです。 内訳としましては、1年以内契約が1件 2,328 m²、2年契約が3件 15,909 m²、3年契約が2件 8,708 m²、4年契約が4件 16,580 m²、5年契約が4件 15,083 m²、6年契約が1件 4,490 m²、9年契約が14件 118,274 m²、10年契約が1件 4,473 m²、14年契約が1件 3,144 m²、19年契約が1件 16,267 m²、合計32件 205,256 m²となっております。 詳細は、議案資料1ページから66ページのとおりです。 なお、権利の設定を受ける者については、地域計画公告時に農業を担う者として既に位置づけられている者もしくは事後の変更として地域計画の見直しの際、目標地図に位置付ける者であることを本市農業振興課から確認しております。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可・公告されます。 説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案の原案について異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号8と9の2件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 8 位 置 等： 説明資料 3, 4 ページに記載 転用事由： 住宅建設用地 資金計画： 全額借入資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： 第 1 種農地に該当するが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の不許可の例外に該当するため許可可能
事務局員 (西城出張所)	受付番号 9 位 置 等： 説明資料 5, 6 ページに記載 転用事由： 墓地 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございますか。
3 番木村委員	受付番号 9 について、墓地の立面図等の詳しい資料はありますか。
事務局員 (西城出張所)	詳細な資料については、現時点では申請者からいただいておりますが、申請地の範囲内に設置すると聞いております。
議長	ありがとうございました。ほかにはございますか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 8 と 9 の 2 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

議長	(異議なしとの声) それでは、議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」受付番号 8 と 9 の 2 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。受付番号 9 から 22 の 14 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 9 位 置 等： 説明資料 3, 8 ページに記載 転用事由：作業場（工事に伴う一時転用） 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 そ の 他： なし 受付番号 10 位 置 等： 説明資料 3, 9 ～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし

事務局員 (本庁)	受付番号 11 位 置 等： 説明資料 3, 9～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 12 位 置 等： 説明資料 3, 9～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 13 位 置 等： 説明資料 3, 9～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 14 位 置 等： 説明資料 3, 9～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
----------------------	--

事務局員 (本庁)	受付番号 15 位 置 等： 説明資料 3, 9～28 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
事務局員 (総領出張所)	受付番号 16 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 17 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 18 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし

事務局員 (総領出張所)	受付番号 19 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 20 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 21 位 置 等： 説明資料 7, 29～41 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし 受付番号 22 位 置 等： 説明資料 7, 42～48 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 該当なし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外済 そ の 他： なし
-------------------------	--

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」受付番号９から２２の１４件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」受付番号９から２２の１４件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可することと決定されました。
議長	続きまして、議案第５号「非農地証明申請について」を上程します。受付番号９から１２の４件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号９ 位置等：説明資料３，４９ページに記載 潰廃事由：昭和４５年頃父の代に中国自動車道ができる際に畑が二分され、耕作不便になり、耕作が続けられず原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (本庁)	受付番号 10 位置等：説明資料 3～50 ページに記載 潰廃事由：①平成 7 年 4 月に一人暮らしの叔母の介護をするため建物を設置し宅地化した。 ②平成 23 年 11 月に敷地内に駐車場がなかったため、農地に砂利を敷き、雑種地となって現在に至る。 以上の理由から、このたび地目変更登記をするため申請する。 (顛末書は申請と同時に提出済み) 現地確認：申請地は宅地、雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 11 位 置 等：説明資料 3, 51 ページに記載 潰廃事由：①申請人の父が所有者であったとき、昭和 50 年頃に駐車場として利用していたと記憶している。 ②申請人の父が所有者であったとき、昭和 50 年頃に一部を庭、一部を通路、一部を駐車場として利用していたと記憶している。 ③申請者の父が所有者であったとき、昭和 60 年頃に倉庫を建てたと記憶している。 以上の理由から、このたび地目変更登記をするため申請する。 (顛末書は申請と同時に提出済み) 現地確認：申請地はいずれも駐車場、庭、道路、宅地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
	受付番号 12 位 置 等：説明資料 17～19 ページに記載 潰廃事由：平成 15 年頃に耕作ができなくなり原野となっており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：申請地は原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 そ の 他：議案 5 ページの現況地目の項目が、「畑」と記載されていたため「原野」に訂正。

議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。
7 番須應委員	受付番号 10 については、転用申請は過去に出ていたのでしょうか。また、出ていない場合は顛末書が提出されているのでしょうか。
事務局員 (本庁)	過去に転用申請は出ておりませんでした。顛末書は提出いただいております。
議長	ありがとうございました。ほかにございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 9 から 12 の 4 件を一括で採決したいと思いますが、これにご異議はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは、議案第 5 号「非農地証明申請について」受付番号 9 から 12 の 4 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。 続きまして議案第 6 号「比婆山鳥獣保護区の更新にかかる意見聴取について」を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	資料にて、比婆山鳥獣保護区の区域を縮小する形で更新しようとする計画について、広島県北部農林水産事務所から農業委員会に賛成・反対を含めた意見聴取依頼があったことを説明。 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。質疑等はございませんか。

2 番堀江委員	私は猟友会に入っておりまして、農地への鳥獣被害が各地で多発していることを確認しております。説明があったように、鳥獣保護区内では、農地が被害に遭っても狩猟することはできません。今回は範囲を縮小することですので、狩猟可能範囲が広がることで、農地被害を減らせる期待があるため、今回の更新については賛成です。
7 番須應委員	比婆山地区は国定公園の範囲であり、そこに生息する野生動物は保護されるべき立場にあります。農地が被害に遭っているとはいえ、範囲の縮小により、保護区内に住む動物の生息環境は引き続き守られるのか気になります。説明いただいた資料には、鳥獣保護区に生息する動物の数が示されていませので、今後の保護方針は判断しにくいと感じます。
議長	ありがとうございました。今回の意見聴取で、保護区の更新に賛成か、反対かを決定する必要がありますので、挙手による採決を取らせていただこうと思います。また、今回の資料だけでは賛否の判断が難しいとの意見も加えていただければと思います。
議長	それではご意見を伺います。議案第 6 号「比婆山鳥獣保護区の更新にかかる意見聴取について」、更新計画に賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	挙手多数、賛成することといたしました。事務局は、先ほど挙げた意見も含めて、回答をお願いいたします。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ○会長報告 ○報告事項 ・ 5 月役員会 ・ 令和 8 年度農業委員会委員等の被表彰者の決定について ○今後の主な日程 の報告を行った。

議長	以上、事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等はございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第3回農業委員会総会を閉会といたします。(午後3時15分)

以上、会議の顚末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和8年6月5日

議長
(道下 和子) _____

12番委員
(竹森 達) _____

13番委員
(佐々木 利雄) _____